

安平町職員による 「地域サポート制度」



安平町役場 まちづくり推進課

まちづくり推進グループ

2014年

安平町職員による「地域サポート制度」

1. 趣 旨

まちづくり基本条例に掲げる、町民参画による「協働と連携」のまちづくりを進めるため、町の執行機関としての役割とともに、職員が町民の立場に立ち、日常の地域生活の中において、地域を支えるサポーターに徹しながら、町行政と地域とをつなぐパイプ役を担うことにより、活気あふれるコミュニティが支えるまちを創造します。

2. 名 称

安平町地域サポート制度

3. 役 割

◆地域サポート制度（イメージ図参照）

担当する地域（自治会・町内会・農村地域）において、職員は地域と行政とのパイプ役となって下記の各号に掲げる連絡調整、地域課題解決、協働活動を中心に、地域づくりをサポートする。実施に当たっては、職員の自主的な参加を基本とし、「地域との調整を図るコーディネーター機能」と「地域が抱える課題の解決に向けてのサポート機能」の向上に向けて、体制整備を進めて行く。

（1）地域と行政間の連絡調整等（コーディネート機能）

ア）相談・問合せ事項の担当部署への連絡調整

担当部署への連絡調整は、緊急的なものを除き通常は勤務日に相談等案件の担当部署に引き継ぐものとする。引き継いだ担当部署が「自治会・町内会等」と協議を進める。案件によっては担当部署を「自治会・町内会等」に教えるだけで済むものもあり、また、すでに所管部署が分かっている場合は「自治会・町内会等」が直接協議することとなる。すべての案件をサポート職員を通して対応するものではない。相談を受けた場合に対応部署を教えたり、対応方法を支持したり、または対応部署に伝えたりするものである。

イ） 地域が望む支援内容の把握と支援検討

担当する「自治会・町内会等」から町の支援を受けたい案件を定期的（総会等前後）に聞き取り、自治会長等会議に提案する案件を除き、所管部署があれば引継ぎ、所管部署が明確ではない案件や政策的な案件は地域の要望として町長、副町長（教育案件は教育長）に文書により報告するものとする。所管部署に引き継いだ案件を除き、対応した内容を担当する「自治会・町内会等」に報告するものとする。

(2) 地域課題解決へのサポート

ア) 地域課題解決に対するサポート

(1) イ)と同じく、担当する「自治会・町内会等」から地域課題を定期的（総会等前後）に聞き取り、自治会長等会議に提案する案件を除き、所管部署と協議をし、解決できる案件はそのまま引継ぎ、解決が難しい案件は町長、副町長（教育案件は教育長）に文書により報告するものとする。所管部署に引き継いだ案件を除き、対応した内容を担当する「自治会・町内会等」に報告するものとする。

イ) 地域づくりに対する協力・サポート

地域づくりの内容は多岐に亘るものであるが、地域サポート制度のスタート段階での一般的内容としては、担当する「自治会・町内会等」における各種行事や関連会議となる。これらを地域が展開するに当たっては、会議議案ほか文書の作成、周知やPR、施設や使用物品の確保といった手続きが必要となる。地域によっては運営役員の高齢化による問題や行事運営経験がないまたは運営ノウハウが引継がれていないなど人材の問題がある。このような問題解決のため、「自治会・町内会等」の主に総務・庶務的役員のサポートが必要であり、会議や地域行事の運営マニュアルの作成、施設及び物品の借り入れ手順等のマニュアル化を行うとともにそれらを活用して地域の人材育成の一躍を担うものである。

サポート職員は自治会・町内会等の役員を兼務している職員を除き、各行事の運営に主体的に係るものではなく側面的に助力するものである。

(3) 協働活動へのサポート

ア) 地域における協働活動の取組に対するサポート

協働活動は今後の地域課題の効率的解決に欠かせない活動となるが、すでに行われている協働活動を除き(2)ア)における地域課題の聞き取りや今後の行政側の課題提示がこれから順次進められることとなるので、サポート制度のスタートの段階では協働活動の取組みの洗い出しや事業調整が主となる。

イ) 地域の協働活動の事業調整や実践活動のサポート

ア)において記載されている展開により具体的な協働活動が出てきた段階で、関係部署との事業調整を行い、実践活動がスムーズに行われるようになるまでをサポートする。

◆地域サポート制度による担当職員と自治会等役員就任職員について

現に自治会等の役員に就任している職員は、上記(1)(2)(3)の活動の全部、もしくは一部を任意に行っているため地域サポート制度の活動をすでに行っていると推定されるが、役員就任職員が地域サポート制度による自治会等担当職員となっ

た場合は、任意となっている上記活動が明確化され、積極的活動として取り組むことが期待されることとなる。また、地域サポート職員が居住する地域の自治会等の役員に就任することは妨げるものではないが、役員でない場合はコーディネート機能が主な役目となり、課題解決や協働活動等はサポート役となる。従って一定の期間で地域にいろいろなノウハウが伝達された場合は、コーディネートの必要性やサポートの必要がなくなることも想定されるので、地域からのサポートの完了報告や完了に伴う本人の希望により、辞任もしくは配置変更等を行うこととなる。

4. 担当地域等

- ◆地域サポート制度で担当する地域については、職員の希望による地域を基本とする。但し、地域からの要望等がある場合は、地域サポート制度担当部署において希望職員の募集等を行い調整する。サポート職員の希望と承諾及び町と自治会・町内会等と協議による了解がなされた場合は、複数の自治会・町内会等のサポート職員となることを特例的扱いではあるが、妨げない。

【担当職員の区分】

- ① 職員が居住する「自治会・町内会等」を担当する職員
- ② 職員が居住経験のある「自治会・町内会等」を担当する職員
- ③ 地域サポート職員を要望する「自治会・町内会等」を担当する職員
- ④ ①②③以外の「自治会・町内会等」を担当する職員

5. 地域サポート職員が同一担当区域に複数いる場合の役割分担

- ◆地域毎にリーダー及びサブリーダーを決める。
 - ①リーダーは、担当地域に登録された職員のサポート活動を総理する。
 - ②サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーが欠けたときはその役割を代理する。
- ◆地域で出された要望・意見等については、リーダーが代表して担当窓口へ引継ぐこととする。
- ◆地域で出された要望・意見等を引継いだ担当窓口は、ほかに関係する部局がある場合は速やかに伝えるとともに、対応結果について「自治会・町内会等」とリーダーに報告することとする。
- ◆配置職員が確定された段階でその実態によりリーダー、サブリーダーを決めるものである。配置職員の協議により交代制も可能である。

6. 地域サポート職員の発令期間

基本の発令期間は2年間とする。但し、年度途中の発令も想定し町長が特に認めた場合は2年以内とする。スタート時の発令期間は試行的要素があるので1年以内での発令

期間とする。

7. 実施時期

平成27年度（まちづくり基本条例施行日以降）

8. サポート活動のイメージ

別紙イメージ図のとおり

9. まちづくり基本条例の中での位置付け

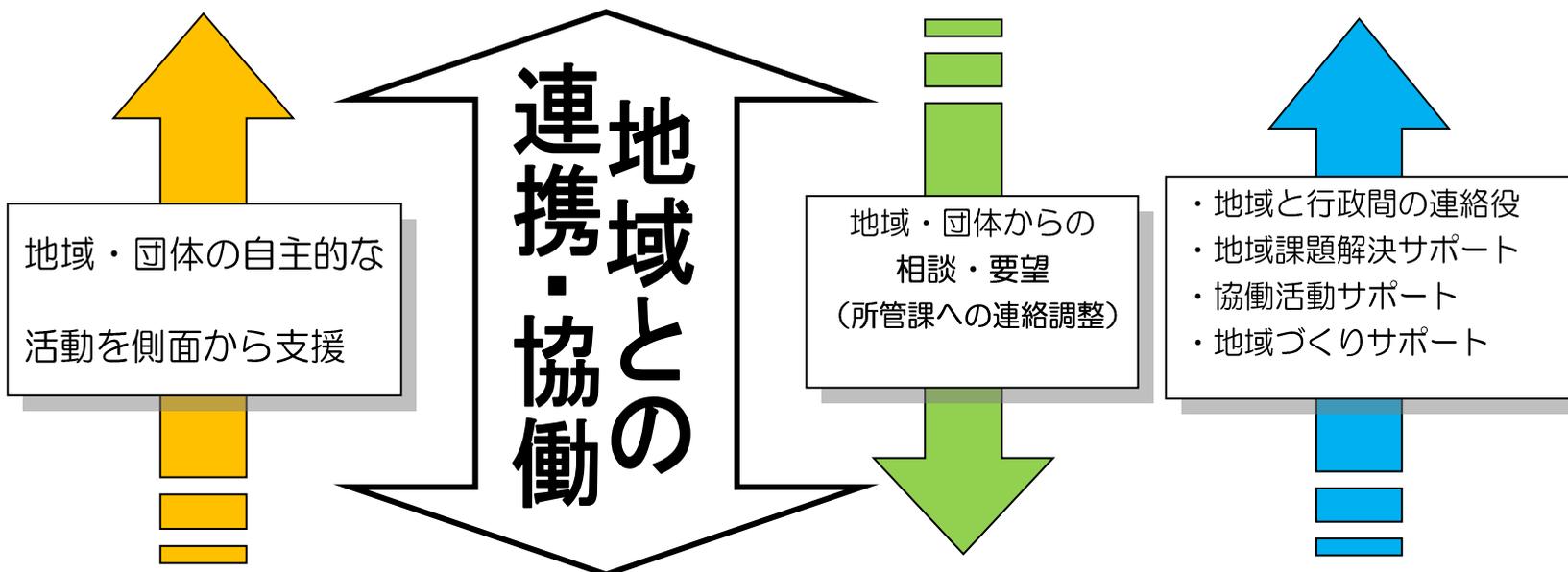
- ◆第17条・・・「参加と協働」の中で、役場職員を地域を支えるサポーター、地域をつなぐパイプ役として位置付け
- ◆第19条・・・「自治会・町内会との連携」の中で、地域サポート制度の創設等について位置付け
- ◆第35条・・・「職員の責務」の中で、「職員は、自らも地域の一員であることを認識し、町民との信頼関係を深め、まちづくりにおける町民相互の連携が図られるよう努めます。」と明記している。

「地域サポート制度」のイメージ図

地域

自治会・町内会等

地域の自主的な活動を職員がサポート



あびら地域づくり支援制度

まちづくり事業支援交付金等

【各種団体補助金、交付金、助成金など】

◆地域サポート制度

※制度の窓口・まちづくり推進課

(自治会・町内会・農村地域)

町

職員による地域活動への積極参加・支援